平成２３年（フ）第１５４号
岐阜県揖斐郡池田町沓井566番地の１　フィナールアスダＡ－６
破産者　川瀬　理臣
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
静岡県焼津市栄町１丁目１番３―702号　ベル・フローラ焼津、旧住所静岡県藤枝市藤岡２丁目28番７号
破産者　青木　宏之
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１１号
静岡市清水区駒越南町10番35号
破産者　岡村　真吾
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１６号
静岡市駿河区大谷3048番地の２、前住所静岡市駿河区大谷3663番地の９
破産者　來迎理一郎
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６１７号
静岡県焼津市大覚寺1021、住民票上の住所静岡市駿河区大谷3048番地の２
破産者　來迎　道代
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９８号
静岡県浜松市中区高丘東４丁目15番24号、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市中区高丘東２丁目18番６号
破産者　藤田　繁之
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４０６号
静岡県浜松市東区半田山６丁目12番11号
破産者　金田　礼二
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
静岡県掛川市満水12番地の１
破産者　榛葉　憲三
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
大津市大平１丁目６番１―202号
破産者　小林　康之
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８５号
滋賀県甲賀市水口町朝日が丘６番50号
破産者　立花　孝雄
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２６９号
京都市山科区北花山横田町19番35、住民票上の住所京都市伏見区桃山筒井伊賀東町47番地３　シャトー桃山602号
破産者　山田　　勇
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１２９１号
京都府宇治市菟道平町89番地の42
破産者　まいづる化粧品店こと宇治まいづること　東末　幸治
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第４５４４号
大阪市東成区神路１丁目14番26―207号
破産者　前田洋子こと　黄　　洋子
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５号
奈良市中山町1658番地　外山荘５号
破産者　田中　昇一
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４４９号
奈良県大和郡山市高田町76番地１　サンプラザ郡山201号
破産者　河野　珠実（旧姓瀧）
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第４号
山口県下関市彦島江の浦町２丁目７番８号、開始決定時の住所山口県長門市日置上2528番地
破産者　黄波戸温泉ホテル彩波こと　佐藤　清美
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第４５１号
群馬県高崎市高浜町1538番地12
破産者　小森　正治
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２０３号
長崎県長崎市葉山２丁目37番５号　坂本アパート２階、旧住所長崎県長崎市赤迫３丁目13番19―107号
破産者　椛島　　晃
１　決定年月日　平成23年12月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係